#### 第1 趣旨・背景

今日の少子・高齢化の進行や障害者の自立意識の高まりなど、市民を取り巻く環境は大きく変化しています。こうした中で、たとえ障害があっても、高齢になっても、住み慣れた地域で安心して快適に暮らすには、ノーマライゼーションの理念から、「高齢者や障害者が暮らしやすいまちは、すべての市民に暮らしやすい。」というユニバーサルデザインの発想により進めることが強く求められています。

このため、国においては、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促

進に関する法律(以下「ハートビル法」という。)や、高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(以下「交通バリアフリー法」という。)が、さらに、北海道ではノーマライゼーションの理念に基づき「北海道福祉のまちづくり条例」(以下「道条例」という。)が既に施行され、これらの制度により、本市においても、福祉のまちづくりの普及啓発に努めてきている。

しかし、地域社会の中では、今なお障害のある人、お年寄り、乳幼児を連れた人などが社会

活動に参加するうえで妨げとなっている様々な障壁 (バリア)が存在しており、この障壁の除去 (バリアフリー)が重要な課題となっています。

このようなことから、本市においても、独自に公共的な建築物や道路、公園など、障害のある人やお年寄りなどに配慮した環境の整備を総合的に進め、"みんなが幸せに暮らせる"地域社会づくりを"市民・企業・行政"の連携・協力のもとに、ソフト・ハードの両面から、全市的にユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するための基本となる「石狩市福祉のまちづくり条例」を制定しようとするものです。

この条例は、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを、市民・企業・行政が協力して進めていくために、その基本理念、目的及び基本的施策など、ハートビル法や交通バリアフリー法をはじめ、道条例等関係法令の内容を包含しながら、「石狩市」の地域的特性を踏まえた内容を定めることが必要と考えます。

#### 第2 福祉のまちづくりを目指す基本的視点

#### 1 ノーマライゼーション理念の浸透とバリアフリー社会の実現

今日の急速な高齢化と障害者の自立と社会参加意欲の高まりのなかで、ノーマライゼーションの考え方のもとに誰もが住み慣れた地域のなかで、ともに参加し、支えあいながら可能

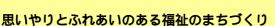
な限り自立して暮らし続けることができる、人にやさしい地域社会を形成していくことが求められています。

#### 2 福祉のまちづくりの基本的方向

#### 生活重視の福祉のまちづくり

急速な高齢化の進行とともに、個人のライフスタイルや価値観、生活ニーズなどの多様 化に応じて、物質的、経済的な豊かさから、ゆとりやうるおいといった心の豊かさを重視 する社会への転換が求められています。

そのため、障害者や高齢者等をはじめ市民の日常生活を大切にし、積雪寒冷期における除雪など、人々が様々に交流できる環境の整備と人にやさしい安らぎとゆとりのある空間の確保を目指し、安心して生活できる福祉のまちづくりを進めることが重要です。



障害者や高齢者をはじめとする全ての人たちが、社会の一員として尊重され、生きがいをもち、地域のなかで安心して生活できることが大切です。

そのため、障害者や高齢者等が地域社会の様々なバリアのなかで生活していくことを理解し、社会全体で他人を思いやる心を育み支え合うとともに、障害者や高齢者等が地域社会のなかで生きがいを高め、社会に参加し、様々に交流できる福祉のまちづくりを進めることが重要です。

#### 連携と参加による福祉のまちづくり

市、事業者及び市民が、それぞれの責務や役割を認識し、分担し、相互に補完しながら連携して一体となった取り組みを進めることが必要です。

とりわけ、道及び市町村は、率先して障害者や高齢者等が利用しやすい公共的施設の整備に努めるとともに、全ての市民が福祉のまちづくりに積極的に取り組むように市民意識の高揚を図り、理解と協力を求めていくことが重要です。

#### 第3 福祉のまちづくりを進める整備の方向

#### 1 基本的な考え方

私たちの住む地域社会は、若い人もお年寄りも、障害者のある人もない人も、みんなが一緒に暮らしています。こうしたすべての人々が社会の一員として主体的な行動をするために、誰もがハンディや危険を感じない、快適で利便性の高いまちづくりを「福祉のまちづくり条例」は目指します。

"まち"は、その区域内にある建物や施設だけでなく、そこに住む人たちや地域性など、様々なシステムから構成される集合体です。このため、どんなに施設面の整備が進んでも、本当の意味で高齢者や障害者の方々に「やさしく思いやりのあるまち」にはなりません。人にやさしく、すべての人々が社会参加できるようにするためには、建物をつくる人も管理する人も、経営者も働く人も、そして住民も行政も、大人も子供も、みんなが「人にやさしいまちづくり」の視点から、「まち」を見つめ直すことが何より大切です。

#### 2 不自由さの理解と充実した施設整備のために

施設等のバリアフリー化はハード面の整備として対応出来ますが、施設の利用面では、 周りの人々が気軽に手を差し延べられるような、ソフト面での対応が必要です。また、こ のようなソフト面での対応は、災害時にもその近くにいる人が手助けできることが可能と なることから、防災対策としても重要となります。

施設整備においてソフト面の充実を図るためには、計画段階から色々な利用者の参加を 求め、意見を反映させることが有効な方法です。この一つの方法として、計画あるいは設 計等の内容を施行の事前段階で利用者に説明し、利用者の意見、施設上の問題点を指摘し もらう方法があります。

今後のまちづくりにあたっては、このような意見、声、体験を計画、設計に生かすシステムを構築することも考えていく必要があります。

#### 3 各種障害による身体特性の参考例

健常である身体から、加齢(高齢)や障害をもつことによって生じる変化は、多くの場合、連続して移動ができない、情報を得にくくなるといったかたちで顕在化します。今後の施設整備では、全ての人々の社会参加を前提として施設整備を行うことが求められています。このためには、介助方法や自立的移動を容易とするための検討が必要となります。

ここでは、この検討を行うための参考として、高齢者や障害者が行動するときに困難を 感じている代表的な例を示すこととします。ここに示しました内容は、あくまで代表例で あり、個々の整備を進める上でより具体的な検討が必要であると考えます。

#### 1)高齢者の身体特性

加齢に伴う身体機能の低下の程度は、個人差が大きく、高齢者の身体機能に関わる問題

点を一概に示すことは難しいと言えますが、移動あるいは、生活上の困難を取りまとめると、概ね次のようになります。

階段、段差のある所での移動が困難になる。

長い距離を連続して歩行することが困難になる。

新しい施設、設備の使用方法に対する理解が困難になる。

視力、聴力の低下により情報認識が低下する。

#### 2)肢体不自由者の身体特性

肢体不自由とは、上肢、下肢または体幹の機能に永続的な障害をもつことを言いますが、 障害の部位により補助、補装具が異なり行動上の問題点もそれぞれ異なります。ここでは、 車いすを利用する場合と車いすを用いない場合について示すこととします。

#### 【 車いすの場合】

平坦な平地での移動は可能だが、凹凸のある路面、ぬかるみ、勾配箇所等では移動が困難か全くできない。

車いすは片手で操作できないため、雨天時、物をもっての移動等に困難がある。 通行には、物理的な空間が必要である。

車いすの利用者の腕の動作は肩を支点とし、動作範囲が限られている。

上肢を自由に動かせない車いす利用者も多い。

#### 【 車いす利用以外の場合】

段差や勾配箇所の移動が困難である。

腕に障害がある場合、物をつかむことができないか困難である。

足先がひっかかると転倒の危険がある。

杖利用者の歩行には、一定の空間が必要である。

杖の先が滑ると移動が著しく危険となる。

細かい動作やすばやい動作が困難か不可能である。

#### 3)視覚障害者の身体特性

視覚障害者は、「全く見えない(全盲)」から「明暗のみ判別可能(明暗弁の全盲)」、「目の直前にある手の動きの判別が可能(手動弁の全盲)」、「目の前50cm以内の所にある指

の数が分かる(指数弁の弱視)、「矯正をすれば一定の範囲で大型の活字、周囲の状況が 判断できる」に分けられます。これら、人々の移動あるいは生活上の困難は概ね次のよう になります。

歩行に際しては、歩幅、杖、足裏の感覚、記憶、音に頼っている。

施設、設備の形状、位置を確認することが困難である。 通常の文字、表示等の読み取りが不可能あるいは困難である 目的とする場所への移動経路の確認が不可能あるいは困難である。

事故、災害その他の情報確認が不可能あるいは困難である。

#### 4)聴覚・言語障害者の身体特性

聴覚障害とは、外耳からの音刺激が大脳で認知されるまでの障害を持つことで、全く音が聞こえない場合から、聴力に軽い低下が見られる場合まであります。また、言語障害は、言語を用いたコミュニケーション過程のさまざまなレベルに障害のあることを指します。これら、人々の移動あるいは生活上の困難は概ね次のようになります。

音が聞こえないため視覚、嗅覚、触覚等に頼っている。

警報音、ブザー等は、聞き取りが不可能か困難である。

対人会話が不可能か困難である。

文字情報の理解が困難か全くできないことがある。

事故、災害その他の情報確認が不可能あるいは困難である。

#### 5) 内部障害者の身体特性

内部障害者とは、永続的かつ日常生活が障害により著しく制限を受けることであり、現

在、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸等の機能障害が、身体障害者福祉法により 定められている。これら、人々の移動あるいは生活上の困難は概ね次のようになります。

長い時間立っているのが困難である。

長い距離を連続して歩行することが困難である。

障害の内容によっては、街なか等空気の汚染されている場所に近づけない、あるい は酸素吸入器 (ベンチレーター)の携帯も必要な場合もある。

#### 4 整備の必要性

#### 1) ノーマライゼーション社会に向けたまちづくり

私たちが住むまちには、子どもやお年より、障害のある人もない人もみんなが一緒に 暮らしています。こうしたすべての人々が社会の一員として主体的な行動をするために、 誰もがハンディや危険を感じない快適で利便性の高いまちづくりが求められていますが、このことが、ノーマライゼーションの理念を反映したまちづくりにつながると考えます。

#### 2)整備の必要性

体の弱い高齢者や身体の不自由な人の生活は、昔からあった問題ですが、これまでは、 家族や周りの人々の支援や思いやりによって成り立っていました。しかし、今後の少子高 齢社会においては、世話をされる側の人々が増加し、世話をする側の人手(マンパワー)

が減少し、世話をしてもらうことが期待できなくなり、各種の問題が顕著になると予想されます。このようなことから、これまでのまちづくりでは体の弱い高齢者や身体の不自由な人の自立的な生活を維持するといった視点に立った工夫や、その生活を支える側にとっ

て気持ちよく、簡単に、楽しく手を差し出せる環境づくりが必要となります。

#### 3)整備の方向

福祉のまちづくり条例は、高齢者や身体の不自由な人に配慮したものであることは勿論、お年よりも、障害のある人もない人もすべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指していきます。高齢者や身障者が安心して暮らせるまちづくりを考える場合、とかく「専用に」「特別に」整備しなければならばならないと考えがちですが、決してそうではありません。

高齢者や障害者は、心身機能の衰えや不自由な面があるというだけで、日常生活における生活要求は健常者とまったく同じです。従って、施設整備にあたっては、特別に高度な使用形態ではなく、より自然に利用できるよう配慮する必要があります。高齢者や障害者に対する配慮は、「専用化」や「特別扱い」ではなく、「皆と一緒」という考え方で、誰にでも使いやすい便利なものとなるよう自然な整備を工夫することがもっとも重要な点です。

#### 第4 条例の基本的な考え方

#### 1 条例の趣旨

福祉のまちづくり条例は、誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを、市・事業者・市民が協力して進めていくために制定しようとするものです。内容的には、ハートビル法や交通バリアフリー法をはじめ、道条例等関係法令の内容を包含しながら、石狩市の地域的特性を踏まえた内容を定めることが必要です。

また、この条例の作成過程においては、市民参加による、行政、市民及び事業者の「協働」で進めて行くことが重要となります。

#### 1)全般的事項

物理的バリア(障壁)だけではなく、意識上のバリアを含めた様々なバリアの解消を

目指します。

市・事業者・市民の責務を明確にし、互いに協力・連携すべきことを定めます。

#### 2)施設整備関係

公共的施設の出入り口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場、歩道、園路その他不特定多数の人が利用する施設(部分)の構造及び設備に関し、障害者、高齢者等が円滑に利用できるよう整備するために必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則等

で定める必要があります。

整備基準は、ハートビル法、交通バリアフリー法等との整合性を勘案し、高いレベルで整備が期待される水準として、道条例が一つ目標値として考えられます。

#### 2 条例の体系(モデル)

#### 条例の基本理念

障害者や高齢者等が平等に社会に参加するうえでの、4つの障壁(バリア)の解消を目指します。

交通機関、建築物等における物理的なバリアの解消

点字や手話サービスの欠如等による文化・情報面のバリアの解消

障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等意識上のバリアの解消

資格制限等による制度的なバリアの解消



**目 的** すべての市民が安心して快適に暮らす、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを総合的に推進し、すべての人にやさしいまちにしていきます。

市民の責務事業者の責務市の責務





#### 第2章 基本的施策

情報の提供

防災上の配慮

雪対策上の配慮

調査研究

財政上の措置

表彰

推進モデル事業

#### 3 条例作成のフロ -

公共的施設~不特定多数の人が利用する施設

整備基準の遵守~障害者、高齢者等が利用しやすく

第3章 公共的施設等の整備

するための基準

1 公共的施設の整備

事前協議~公共的施設の新設等には、事前協議が必

要

2 公共的車両等、住宅及び住環境の整備

公共的車両、住宅及び住環境の整備にも配慮

## 基本フロー

### 市役所

現状と課題、条例・整備基準 等の調査・研究

# 提言

#### 福祉のまちづくり検討委員会

基本理念・基本的施策・公共的施 設の整備等の検討



#### 市民参加

パブリックコメントの実施

説明会の開催

#### 市民参加

石狩市福祉のまちづくり検討委員会の設置

構成/学識経験者2名·福祉関係団体2名·一般市民(公募)4名·市職員2名 (計10名)

#### パブリックコメントの実施

条例案の内容等について市民から意見を募集し、その意見に対する検討結果を、市広 報を通じて公表する。

#### 市民説明会の実施

条例案の内容等について、市民・事業者を対象に説明会を実施する。